



発行 東京都

目次

規則

- 東京都文書管理規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部文書課）…一
- 東京都契約事務規則の一部を改正する規則……………（財務局経理部総務課）…一
- 東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 東京都教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 訓令
- 東京都事案決定規程の一部改正……………（総務局人事部調査課）…四
- 告示
- 知事指定薬物の指定……………（福祉保健局健康安全部業務課）…四
- 東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定……………（港湾局港湾経営部経営課）…四
- 規則（教）
- 東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則……………四
- 告示（水）
- 東京都水道局取水管理事務所を設置……………五
- 公告
- 争議行為の予告（二件）……………（産業労働局雇用就業部労働環境課）…五

規則

東京都文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 舩添 要一

●東京都規則第二十一号

東京都文書管理規則の一部を改正する規則

東京都文書管理規則（平成十一年東京都規則第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

別表起案文書の部請負又は委託による事業に関するものの項中「二億円」を「三億五千万円」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 舩添 要一

●東京都規則第二十二号

東京都契約事務規則の一部を改正する規則

東京都契約事務規則（昭和三十九年東京都規則第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「二億円」を「三億五千万円」に、「一億五千万円」を「二億五千万円」に、「二千六百万円」を「四千万円」に改める。

別記第一号様式中

「**別**」を

「**別**」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都契約事務規則第三十条第

一項の規定により東京都指名業者選定委員会に付議手続をしている工事の請負については、なお従前の例による。

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二十三号

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

東京都契約事務の委任等に関する規則（昭和三十九年東京都規則第三百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「二億円」を「三億五千万円」に、「一億五千万円」を「二億五千万円」に改め、同項第二号中「二千六百万円」を「四千万円」に改め、同項第四号中「千万円」を「二千万円」に改める。

第十条中「二億円」を「三億五千万円」に、「一億五千万円」を「二億五千万円」に改める。

第十一条第一項の表所の長に理事を充てている所の項第一号中「二億円」を「三億五千万円」に、「一億五千万円」を「二億五千万円」に改め、同項第二号中「二千六百万円」を「四千万円」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 前号に定めるもののほか、二千万円未満の地質調査、測量、設計及び工事の監理業務の委託契約

第十二条中「東京都区画整理事務所、東京都再開発事務所」を「東京都市街地整備事務所」に改める。

第三十三条第一項第二号中「二億円」を「三億五千万円」に、「一億五千万円」を「二億五千万円」に改める。

別表都市整備局の部中「区画整理事務所 東京都再開発事務所」を「東京都市街地整備事務所」に改め、同部委任する事務の範囲の欄第一号中「二億円」を「三億五千万円」に、「一億五千万円」を「二億五千万円」に改める。

円」を「二億五千万円」に改め、同欄第二号中「二千六百万円」を「四千万円」に改め、同欄第四号中「委託契約」の下に「並びに二千万円未満の地質調査、測量、設計及び工事の監理業務の委託契約」を加え、同表環境局の部委任する事務の範囲の欄第一号中「二億円」を「三億五千万円」に、「一億五千万円」を「二億五千万円」に改め、同欄第二号中「二千六百万円」を「四千万円」に改め、同欄中第三号の次に次の一号を加える。

四 前号に定めるもののほか、二千万円未満の地質調査、測量、設計及び工事の監理業務の委託契約

別表産業労働局の部委任する事務の範囲の欄中「一億五千万円」を「二億五千万円」に改め、同表建設局の部 建設事務所 東京都江東治水事務所 の項中「東京都江東治水事務所」を

「東京都江東治水事務所 東京都土木技術支援・人材育成センター」に改め、同項委任する事務の範囲の欄第一号中「二億円」を「三億五千万円」に、「一億五千万円」を「二億五千万円」に改め、

同欄第二号中「二千六百万円」を「四千万円」に改め、同欄中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 前号に定めるもののほか、二千万円未満の地質調査、測量、設計及び工事の監理業務の委託契約

別表建設局の部公園緑地事務所の項委任する事務の範囲の欄第一号中「二億円」を「三億五千万円」に、「一億五千万円」を「二億五千万円」に改め、同欄第二号中「二千六百万円」を「四千万円」に改め、同欄中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 前号に定めるもののほか、二千万円未満の地質調査、測量、設計及び工事の監理業務の委託契約

別表港湾局の部委任する事務の範囲の欄第一号中「二億円」を「三億五千万円」に、「一億五千万円」を「二億五千万円」に改め、同欄第二号中「二千六百万円」を「四千万円」に改め、同欄中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 前号に定めるもののほか、二千万円未満の地質調査、測量、設計及び工事の監理

業務の委託契約

別記第十号様式表、第十号様式の二表及び第十号様式の三表中

主管係長

を

主管課長代理

に改める。

別記第十号様式の四甲及び第十号様式の四乙中

係長

を

課長代理

に改

める。

別記第十号様式の五(表)中

主管係長

を

主管課長代理

に改める。

附則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都契約事務の委任等に関する規則の規定により局長及び所長が財務局長に契約の締結を請求しているものについては、なお従前の例による。

東京都教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 舛添 要一

●東京都規則第二十四号

東京都教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則(昭和四十六年東京都規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「二億円」を「三億五千万円」に、「一億五千万円」を「二億五千万円」に改め、同条第二号中「二千六百万円」を「四千万円」に改め、同条第四号中「千万円」を「二千万円」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の規定により教育長が財務局長に契約の締結を請求しているものについては、なお従前の例による。

東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 舛添 要一

●東京都規則第二十五号

東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則(昭和四十七年東京都規則第一百四十四号の六)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「二億円」を「三億五千万円」に、「一億五千万円」を「二億五千万円」に改め、同条第二号中「二千六百万円」を「四千万円」に改め、同条第四号中「千万円」を「二千万円」に改め、同条第十号中「二億円」を「三億五千万円」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の規定により警視総監が財務局長に契約の締結を請求しているものについては、なお従前の例による。

訓令

●東京都訓令第十三号

庁 中 一 般

東京都事案決定規程(昭和四十七年東京都訓令甲第十号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

別表四の項中「副知事、行政委員会の委員、監査委員、固定資産評価員、公害審査会の委員」を「議会の同意を得て選任する特別職である者」に改める。

別表六の項中「二億円」を「三億五千万円」に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表四の項の改正規定は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第四百八十八号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 知事指定薬物の名称
- (一) 化学名 ニー(二・五)ジメトキシー四ープロピルフェニル)エタンアミン(通称名二CーP)及びその塩類
- (二) 化学名 ニー(二・五)ジメトキシー四ーメチルフェニル)ーNー(二ーメトキシベンジル)エタンアミン(通称名二五DーNBOMe)及びその塩類
- (三) 化学名 四ーヒドロキシーNーイソプロピルーNーメチルトリプタミン(通称名四ーOHーMIPT)及びその塩類
- (四) 化学名 四ーアセトキシーNーイソプロピルーNーメチルトリプタミン(通称名四ーAcOーMIPT)及びその塩類
- (五) 化学名 「五ー(三ーフルオロフェニル)ー一ーベンチルー一Hーピロールー三ーイル」(ナフトレンー一ーイル)メタノン(通称名JWH一三六八)及びその塩類
- (六) 化学名 ナフトレンー一ーイル(一ーペンチルー五ーフェニルー一Hーピロールー三ーイル)メタノン(通称名JWH一四五)及びその塩類
- (七) 化学名 Nーベンジルー一ー(五ーフルオロペンチル)ー一Hーインドールー三ーカルボキサミド(通称名五FーSDBー〇〇六)及びその塩類

(八) 化学名 五ークロロー三ーエチルーNー「四ー(ピペリジンー一ーイル)フェネチル」ー一Hーインドールー二ーカルボキサミド(通称名O rg一七五六九)及びその塩類

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため。

三 施行期日

平成二十七年三月二十六日

●東京都告示第四百八十九号

東京都港湾環境整備負担金条例(昭和五十五年東京都条例第五十八号)第二条第二項の規定により、平成二十七年に実施する港湾工事のうち、負担対象工事として指定しようとする工事の種類を、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 港湾環境整備施設(施設の敷地を含む。)の建設又は改良の工事
- 二 前号に掲げる施設の維持の工事
- 三 漂流物の除去その他の清掃のための工事

規則(教)

東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十二号

東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会文書管理規則(平成十一年東京都教育委員会規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一号の二中「規定する課長代理」の下に「及び各処務規則等に規定するこれに相当する職」を加える。別表起案文書の部請負又は委託による事業に関するもの項中「二億円」を「三億五千万円」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示 (水)

●東京都水道局告示第二号

東京都水道局取水管理事務所を次のように設置し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月二十五日

東京都水道局長 吉 田 永

名 称 位 置

東京都水道局羽村取水 羽村市羽東三丁目八番三十二号 管理事務所

公 告

争議行為の予告について

東洋興業株式会社代表取締役横沢喜一郎から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年三月十日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十條の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

表す。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事件

全日本建設交通一般労働組合関東支部東洋分会の争議行為に對抗する件

二 日時

平成二十七年三月二十六日以降問題解決に至るまでの間

間

三 場所及び所在地

東洋興業株式会社 板橋区舟渡二丁目十一番五号

四 種類

上記の事業所及び職場において、全ての業務停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を実施する。(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

栄和清運株式会社代表取締役花形匡晃から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年三月十二日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十條の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年三月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事件

全日本運輸産業労働組合東京都連合会運輸労連栄和労働組合の争議行為に對抗する件

二 日時

平成二十七年三月二十六日以降問題解決に至るまでの間

間

三 場所及び所在地

栄和清運株式会社 杉並区堀ノ内二丁目十一番三十二号

号

四 種類

部分閉鎖又は、全面閉鎖(以上原文のまま掲載)

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区小石川二丁目三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 112-0002